

株式会社エービス
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

厚生労働省が推進する女性活躍推進法に基づき、男女ともに全従業員が活躍できる雇用環境の整備を行なうため、次の様に行動計画を策定し、実行致します。

1. 計画期間

令和6年1月1日～令和8年12月31日迄の3年間

2. 目標

- (1) 計画期間中に女性社員を2名以上採用する
- (2) 在職中の社員が離職をしない働く環境づくりを行う

3. 取組内容

- 令和6年1月～
期間中随時
- 女性が働きやすい職場環境づくり及び職務について検討する
 - アルバイト従業員も含めた個別面談を継続的に実施します
(扶養外、社会保険加入など柔軟な働き方の相談を実施)
 - 有給休暇の取得状況を毎月確認し60%以上の取得率を目指す

女性の活躍に関する情報公表について

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供について

- 役員及び管理職に占める女性と女性労働者の割合

役員 25% 管理職 60%

2. 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- 男女別の育児休業取得率

女性の育児休業取得者数 1名 取得率 100.0%

男性の育児休業取得者数 4名 取得率 100.0%